



「日本史探究」に求められる授業づくり

—近世から近代への「時代の転換」に焦点をあてて—

静岡聖光学院中学校・高等学校 渡邊 和彦 (わたなべ・かずひこ)



—使用教材—
『図説 日本史通覧』

1 「日本史探究」への期待と課題

2022年度より始まる「歴史総合」が、これまでの世界史と日本史という枠組みを取り払う科目として成立するということもあり、地理歴史科の教員は、「歴史総合」がもつ可能性や課題に大きな関心を寄せてきた。「歴史総合」で重視される「見方・考え方」を働かせた課題解決的な学びは、「日本史探究」「世界史探究」においても期待されている。

しかしながら「日本史探究」「世界史探究」に関しては、①「歴史総合」と「日本史探究」「世界史探究」とをいかに接続していくか、②現行の「日本史B」「世界史B」との差異化をいかにやるか、という2点が依然として不明瞭なままである。

本稿は、こうした課題を念頭におき、『図説 日本史通覧』(以下、『通覧』)の活用方法を提案しながら、「日本史探究」に求められる授業づくりの視点を示すものである。

2 「日本史探究」に求められる「時代の転換」と「時代を通観する」の視点

新学習指導要領解説によると、「日本史探究」は、「歴史総合」の学習で獲得した技能や歴史の学び方を活用することが強調されている。例えば、「歴史総合」においては、大項目B～Cの各中項目(1)に問いを表現する学習が設定されているが、「日本史探究」では大項目A～Dの各中項目(1)に時代の転換を踏まえて「時代を通観する」問いを表現する学習が設定されている。筆者は、「時代の転換」と「時代を通観する」というキーワードが、「歴史総合」と「日本史探究」を関連させ、「日本史B」との差異化をはかる鍵になると考えている。本稿では、単元「明治維新を記念する」における筆者の取り組みを紹介したい。

3 授業の具体的展開

単元「明治維新を記念する」は、9つの小単元から構

成し、幕末から明治初期までを扱っている(表1)。近世から近代への移行期であるこの時期は、今日の私たちが共有するものの考え方や、私たちの生活に欠かせない技術が生まれる重要な転換点といえる一方で、私たちが取り組むべき多くの課題を生み出した時期でもある。「時代の転換」に重点をおいたのは小単元5、「時代を通観する」に重点をおいたのは小単元9である(小単元9の詳細については帝国書院ウェブサイトを参照)。ここでは小単元5を取りあげ、「時代の転換」に重点をおいた展開を示す。

(1) 導入：違式註違条例を読み解く

『通覧』p.216の「ヒストリースコープ」では、1882年の銀座煉瓦街のようすを描いた資料から文明開化の産物が何かを考察する問いが用意されている。このような明治初期の人々の生活のようすと江戸時代の人々の生活のようすを比較する学習活動は、例えば、19世紀に描かれた図1「日本橋の晴嵐」(溪斎英泉筆)や、『通覧』p.199で化政文化の例として取りあげられている「東海道五十三次 庄野」(歌川広重筆)を参照すると、裸にふんどし(江戸時代初期は下帯とよばれる)姿の男性が描かれており、明治初期の人々の服装とは対照的であることが読み取れる。

ただし、こうした比較に加えて、「なぜこうした変化が起きたのか?」という問いも考察したい。250年以

表1 単元「明治維新を記念する」の構成(筆者作成)

| 小単元名 | 小単元の問い |
|-------------------------------|---|
| ①開国による日本の変化(1) —条約の締結— | なぜ江戸幕府は18世紀末の時点で条約を締結せず、19世紀中ごろになって条約を締結したのか? |
| ②開国による日本の変化(2) —貿易の開始— | 江戸幕府と外国で貿易が始まったことは、国内の経済にどのような影響を及ぼしたのか? |
| ③開国による日本の変化(3) —幕末の混乱— | なぜ幕末の民衆は信仰を求めたのか? |
| ④開国による日本の変化(4) —大政奉還と王政復古— | 五箇条の御誓文はなぜ明治政府の原点といわれるのか? |
| ⑤新政府の国づくり(1) —人々の意識変化— | 明治政府の政策は、人々の中にどのような意識変化をもたらしたのか? |
| ⑥新政府の国づくり(2) —殖産興業— | なぜ大久保利通は殖産興業を奨励したのか? |
| ⑦文化史(1) 文明開化 —文明へのあこがれ— | 私たちは文明開化をどのように評価すべきか? |
| ⑧明治初期の対外関係 —国境の画定— | 明治政府による国境の画定は正当化できるか否か? |
| ⑨明治維新はいかに語られるか —明治維新のその後— | 明治維新50周年・100周年・150周年における共通点と相違点は何か? |



図1 溪斎英泉『日本橋の晴嵐』

(出典：国立国会図書館デジタルコレクション 2021年8月閲覧)



図2 『違式註違条例』の「違式」(左)と「註違」の例(右)

(出典：国立国会図書館デジタルコレクション 2021年8月閲覧)

上続いた江戸時代にはぐくまれてきた服装の文化が明治維新を経て大きく変化するのは理由があるはずである。そこで筆者は、「**違式註違条例**」に関する資料を用意した。

「**違式註違条例**」は、軽犯罪を「**違式** (意図的な犯罪)」と「**註違** (偶発的な犯罪)」の2種類に分けてそれぞれ取り締まりの対象とする、日本初の軽犯罪に関する体系的な法律である。まず1872 (明治5) 年に東京府で施行され、翌年以降、その他の地域はこれを参考に地域の実態に合わせて施行していった。授業では、「**違式**」と「**註違**」の内容を図示した部分を抜粋 (**図2**) し、 **図1** と組み合わせて次のような問いかけをした。

- Q1 「日本橋の晴嵐」から、「**違式註違条例**」によって取り締まりの対象となる部分を見つけなさい。
- Q2 なぜ、これは取り締まりの対象となるのだろうか？

Q1 で裸体を取り締まりの対象となることを見つけた生徒の **Q2** に対する意見は、「裸が下品だから」「裸体が風紀を乱している」「不快な思いをさせる」など、現在の私たちの価値判断を多分に含んだものである。これを、歴史的な文脈を踏まえた理由にしていく第一歩は、生徒の発言に対し「**誰が?**」と問い返すことである。「**下品**と思ったのは誰なのか?」「**不快**を感じるのは誰なのか?」と問い返すと、生徒は、江戸幕府の支配下で生活する人々が下品に思ったり不快に感じたりすることはないと気づき、これまでの授業で学習してきた「日米修好通商条約によって居留地で外国人と交易した」という事実から、下品に思ったり不快に感じたりするのは外国人だと答えた。さらに、「**外国人が信仰していた宗教は何か**だろうか?」と続けると、生徒は「**キリスト教**」と答えた。授業では、日本を訪れた外国人にとって、裸で街中を歩いたり、混浴したりすることは、キリスト教的価値観になじまず、驚きを隠せなかった事実を補足し、「**明治政府が違式註違条例を制定した目的は何か?**」と続けた。

「**違式註違条例**」の目的については、国民意識の創出

であったとする見解がある。明治政府は欧米のような「**文明国**」をめざし、「**違式註違条例**」によって「**国民**」としてふるまうべき行動を規定し、人々の生活を根本的に変えようとしたのである。この点を踏まえて「**明治政府の政策は、人々の中にどのような意識変化をもたらしたのか?**」という学習課題を提示し、「**藩**」から「**国民**」への変化に焦点をあてて授業を展開したい。

学習課題：明治政府の政策は、人々の中にどのような意識変化をもたらしたのか？

(2) 展開①：**廃藩置県**の目的は？

戊辰戦争で旧幕府軍に勝利した明治政府が江戸幕府にかわる新たな中央集権政府として確立するためには、財政面の課題を克服する必要がある。明治政府が全国を統治するための財源は、旧幕府から得た約700万石からまかなわなければならないからである。

ここで確認しておきたいのは、「**約700万石とはどれくらいの規模なのだろうか?**」という疑問である。『通覧』p.154によると、旗本知行地300万石と直轄領400万石を合計した700万石という石高は、江戸中期の総石高約3000万石のうち23%程度である。明治政府が江戸幕府にかわる新たな統治機構の正当性を得られたとしても、各地は大名によって統治された状態が維持されていた。石高の大部分は、大名が徴収・管理しており、財源の確保のためには大名がもつ徴税権を新政府に移行する必要がある。そこで行われたのが、統治機構の集権化である。

1868 (慶応4) 年の政体書によって旧幕府領に府県を設置することから始まった統治機構の集権化は、1869 (明治2) 年の版籍奉還では不十分であったため、1871 (明治4) 年に薩摩藩・長州藩・土佐藩から兵を募り (御親兵)、軍事力を背景に**廃藩置県**を断行することで達成できた。しかしながら、単純な解説では「**なぜ版籍奉還では不十分で、廃藩置県によって統治機構の集権化が達成できたといえるのか?**」という疑問には答えきれない。こう

した疑問に答えるため、『通覧』別冊には、「廃藩置県の詔」の原文が用意されている（資料1）。

資料1 廃藩置県の詔（『通覧』Webサポートより転載*）

朕は以前（一八六九年）、諸藩の版籍奉還の上表を聞き入れ、あらたに知藩事を任命してそれぞれ職につかせた。しかし数百年にわたり（藩という）因習が長く続いてきたため、名目のみで実績があがらない面もあった。…そこで、今さらに藩を廃止して県を置く。これは余計なことを省いて簡略化し、有名無実の弊害を取りのぞき、法令が多方面から出されるといふ弊害をなくそうとするためである。『太政官日誌』

Q1 新政府が廃藩置県を行う意図は何か？

Q2 廃藩置県によって、人々の意識はどのように変化したのだろうか？

Q1 に関して 資料1 を読むと、生徒は「藩」という存在によって「実績があがらない」、「弊害をなくす」という部分に注目した。「実績があがらない」は、大名と武士や民衆との間の主従関係が根強いことを示唆している。『通覧』p.157にもあるように、江戸時代の民衆は、幕府や藩によって支配されていた。版籍奉還によって土地と人民が天皇に返還されたとしても、藩主がそのまま知藩事として統治にあたる状況下で新政府から新たな法令が出されれば、明治政府と知藩事に対応が異なった場合に対立が生じる。こうした「弊害をなくす」ために廃藩置県を行うのが明治政府の意図である。

Q1 を踏まえ、さらに **Q2** を提示すると、生徒からは「藩」から「国民」への変化を指摘する発言があった。廃藩置県を断行することは、「藩」を解体し、「藩」のもつ機能が完全に停止することを意味していた。同時に、人々の帰属意識としての「藩」が消滅したことで、「国民」としての意識が生まれる可能性も示唆される。生徒の発言を拾いながら「藩」から「国民」への変化に注目させたい。

(3) 展開②：明治政府は徴兵制で何を求めたか？

戊辰戦争の際に「官軍」として戦った兵士や、廃藩置県を断行するために用意された軍事力は、いずれも各大名が所有していた軍事力であった。『通覧』p.210「ヒストリースコープ」で取りあげている東京・駒場野での合同演習のようす（1870年）を見ると、全国から集まった各藩の兵士の服装はバラバラである。1870年時点では廃藩置県は実施されず、依然として知藩事（旧大名）が統治を続けているため、各藩は独自に欧米諸国から武器を入手していたことが推測される。明治政府は、廃藩置県に引き続いて徴兵制を実施することで、各大名が所有する軍事力を政府直轄軍として再編成したのである。徴兵制度について、明治政府の方針がわかる「徴兵告諭」を見てみよう。再び『通覧』別冊より掲載する（資料2）。

資料2 徴兵告諭（『通覧』Webサポートより転載*）

地位を世襲して働かず暮らしていた武士には家禄を減じ、廃刀を許し、すべての人々がようやく自由の権利を得ようとしている。これは身分の上下をなくし、人々の権利を同等にする方策であり、兵士と農民を一体にする基礎である。…国に報いる方法にも区別はない。およそ天地の間で税のかけられていないものは一つもなく、それが国家の運営にあてられている。だから、人であるからには、心力を尽くして国に報いなければならない。西洋人はこのことを血税とよぶ。人がその生血によって国に報いるという意味である。『太政官日誌』

Q1 明治政府が人々に求めたことは？

Q1 について、生徒が注目したのは、①「身分の上下をなくし、人々の権利を同等にする」や②「心力を尽くして国に報いる」、③（「血税」に注目して）「税を納める」といった部分である。江戸時代の武士は苗字の使用や帯刀が許可され、家禄が支給されるなど、世襲された身分によって暮らしが保障されていた。しかし明治政府は、人々を華族（公家、大名）・士族（武士）・平民（農民、町人、えた・ひにん）と区分する中で、士族の特権を廃止し、平民と同等の扱いにしていく（四民平等）。これによって明治政府が達成したいのは「兵士と農民を一体」にして、「国に報いる」制度である。明治政府は、身分に関係なく兵士として国に報いること（国民皆兵）を求めていたのである。明治政府は、人々に兵役を課すことを「血税」ととらえているが、『「血税」の意味は何だと思う?』と生徒に問かけると、「命をかけて国を守る」、「国に命をささげる」といった答えが返ってきた。こうした答えも踏まえ、『徴兵免役心得』や血税一揆などを取りあげ、国民皆兵に対する人々の抵抗や士族特権が消滅したことによる士族の不満の高まりにも触れておきたい。

(4) 展開③：地租改正によって土地に対する意識はどう変わったのか？

廃藩置県の断行によって、大名がもつ徴税権は明治政府に移行したが、江戸時代から続く物納（とくに米）は、収穫高に大きく左右されるため、安定した財源を確保するための租税収入を確立する必要があった。明治政府は、田畑永代売買の禁止令を解き、地価を定めて、土地所有者に対して地名、面積、所有者、地価、地租額を記入した地券を発行し、地租改正を実施した。

『通覧』p.212「ヒストリースコープ」では、地券の表面に書かれている内容を詳しく解説しており、地租の割合が3%から2.5%に引き下げられているようすが読み取れる。地券を読み取る学習の意図は、地価や土地の所有者が書かれていることに注目して、江戸時代までの土地制度と対比させて強調することや、地租の変更に注

*『通覧』のWebサポートを利用すると、現代語訳のワードデータを利用できる。

目して、地租改正反対一揆による民衆の抵抗に触れると
いった点にあるだろう。これに加え、教科書等で説明さ
れるような地租改正の意義を裏づけ、「どのような人が
土地所有者になるのか?」といった疑問に答えるために
は、地券の裏面も参考になる(資料3)。

資料3 地券(漢字は常用漢字に書き改めている)

日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券状ヲ有スヘシ
日本帝国外ノ人民ハ此ノ土地ヲ所有スルノ権利ナキ者トス故ニ何
等ノ事由アルトモ日本政府ハ地主即チ名前人ノ所有ト認ムヘシ
日本人民ノ此券状ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地
ヲ所有シ得ヘキ権利アル者ニ売買譲渡質入書入スルヲ得ヘシ
売買譲渡質入書入等ヲナサントスルモノハ渾テ其規則ヲ遵守スヘ
シ若シ其規則ニ因ラスシテ此券状ヲ有スルトモ其権利ヲ得サルモ
ノトス
〈明治13年静岡県発行(個人所有)〉

Q1 土地所有の権利が認められる人と認められない人を
それぞれ抜き出さない。

Q2 土地所有の権利をもつ人が明治政府から認められて
いることは何だろうか?

Q3 地租改正によって、人々の土地所有の意識は、江戸
時代からどのように変化したと考えられるか?

生徒は第一段落と第二段落「日本帝国ノ人民」「日本
帝国外ノ人民」という言葉から、土地所有の権利を日本
人に限定していることに気づく。続けて第三段落を読む
と、土地所有権をもつ日本人は、私人間で土地の売買や
質入れなどが可能になることがはっきり書かれ、第四段
落には、法令に違反した場合には権利を行使できないこ
とも明記されている。これらを踏まえ、生徒からは
Q3 について、「土地を自由に扱えるようになった」や
「土地の管理が個人にまかせられるようになった」など
の意見が出てきた。

国家が土地所有の権利を直接に個人に認めることは、
日本の歴史において初めてのことである。今でも地券は
ネットオークションなどで取り引きされており、筆者も
今回の授業のために静岡県の地券を落札した。当時の
人々が自らの土地所有の権利を証明するものとして大切
に保管してきたからこそ、実物教材として生徒の手に触
れさせることができるのだろう。

(5) まとめ: 定期考査の出題内容から

以上の内容を踏まえ、生徒には学習課題についてのミ
ニレポートを課し、定期考査でも同様の出題をした。こ
こでは、定期考査の出題内容を紹介する(図3)。

採点では、人々の帰属意識の変化に注目して、歴史的
事象を根拠に江戸時代から明治時代への転換を説明でき
ているかを重視した。感染症の拡大によって感染症の歴
史を論じる書籍に注目が集まっているように、人々は危
機に直面すると、過去の出来事に目を向け、それを根拠

【設問】(4点満点で採点)

戊辰戦争を経て成立した明治政府の政策は、人々の意識変化を
求めるものであった。明治政府の政策により、人々の意識はど
のように変化したと考えられるか。江戸時代までの人々の帰属
意識と明治政府が求めた帰属意識との違いを明確にしてあなた
の意見を論じなさい。この問いには、明確な答えがあるわけ
ではありません。採点は、(1)下線部の指示に従っているか、(2)
歴史的事象を根拠に、問いに対するあなたの意見を論じている
か、(3)根拠となる歴史的事象とあなたの主張が一致しているか、
(4)歴史的事象に事実誤認がないかを基準に採点します。

【生徒の解答例】(4点)

人々の意識は「藩の中での人間」でしかなかったが、明治政府
側は、国民として戸籍を持たせる壬申戸籍や、廃藩置県で藩を
廃するなど、国への帰属意識、つまり、日本国民としての自身
の認識を促したと考える。

図3 定期考査の出題内容と解答例

に主張することがある。誰でも情報を発信できるからこ
そ、学校教育においても、過去の出来事を根拠に自分の
意見を述べ、他者から評価を受ける体験を積み重ねさせ
たい。そして、生徒が書いた意見を評価することは、教
師が学びを深める機会になる。

4 「日本史探究」に求められる授業づくりとは

本稿では、「日本史探究」の特徴を「時代の転換」と
「時代を通観する」に求め、「時代の転換」にかかわる授
業の展開例を紹介した。

さまざまな地域で起きた歴史的な事象に関する資料を豊
富に用意し、そこから問いを表現する「歴史総合」の強
みは、特定の地域の時代の転換に注目したり、特定の地
域の時代を通観したりする学習にはなじまない可能性が
ある。一方、小単元5の導入で取りあげた「違誌違条
例」を活用して時代の転換を考察する学習活動は、限ら
れた地域の歴史的な事象に限定しているからこそ生かさ
れる。また、小単元9のように、時代を経て変化する明治
維新の解釈に焦点をあてることは、各時代を個別に学習
し、各時代の特徴を考察・論述する「日本史B」ではな
く、時代を通観することを強調する「日本史探究」の授
業で実践することに意味がある。

そして、こうした授業を支えるのは、授業者の資料に
対する深い理解と問いかけである。扱う資料については、
日本にかかわる歴史への理解を深めたり、現代の日本で
問題となっている事象らに関連したりする資料を精選す
ることが求められているといえる。

歴史の学びを暗記にしない取り組みは、「歴史総合」
がすべて引き受けるものではない。科目名に「探究」を
入れている以上、「日本史探究」や「世界史探究」にお
いても同様の取り組みが求められている。

